

氏名(本籍)	中込睦子(福井県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第2091号
学位授与年月日	平成17年2月28日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	「位牌分け」の民俗学的研究
主査	筑波大学教授 博士(文学) 真野俊和
副査	筑波大学教授 博士(文学) 古家信平
副査	筑波大学教授 文学博士 今井雅晴

論文の内容の要旨

本論文は、中部甲信地方から北関東にかけて現在も広範に分布する「位牌分け」、すなわち死者の位牌を子ども達全員に分与し、そのおのおのを祀り手とするという祭祀習俗をとりあげ、祭祀対象に示される死者・祖先観を明らかにするとともに、その祭祀を担う家族の構造的特質を解明することを課題とするものである。本論は序章と終章を含めて計七つの章で構成されており、各章の内容は以下の通りである。

序章では、日本における祖先観に関する研究史を、祖先観の変動とその多様性という二つの論点にそって整理した。すなわち旧来の「家」制度下では容認されないはずの妻方・母方位牌の祭祀実態が広範に存在することが明らかにされるに伴い、これを家族の構造変化の観点から論ずる変動論、日本の家族そのものの多様性の観点から論ずる多元論の二つの見解が示されるにいたったという。その実態と意義の解明は、日本の死者・祖先観の理解を深化させる上で重要な研究課題と位置づけられるとした。

第1章「『位牌分け』の分布と地域的特色」では、従来の諸報告から「位牌分け」の分布状況を確認し、この分布範囲内における地域ごとの特色を明らかにした。先行研究および著者の調査によれば、その分布範囲は関東地方をとりまくベルト地帯にあるという。従来の「位牌分け」研究は個別地域の事例分析にとどまり、その分布状況はもとより、地域的な差異について言及されることも皆無であった。著者はこの民俗の諸形態を俯瞰して変異の幅を示すとともに、先行研究において任意に取りあげられてきた諸事例をその中に位置づけた。

第2章「『位牌分け』と祖先観－群馬県吾妻郡中之条町の位牌祭祀－」では、当該地域の風習をとりあげ、分与された妻方・母方位牌と家の累代祖先位牌との共存・差別化の論理を析出した。一村を対象とする位牌祭祀の全数調査の結果、ここでは祭祀の機会、頻度、さらにその継続期間においても両者を区別する態度はみられず、死者個人の記憶が薄れるとともに両者ともに個別の祭祀対象からはずれ、漠然とした祖先群（関係不明の位牌群）に融合されるという経過をたどることが明らかになった。この分析結果から、群馬県北部の「位牌分け」は、現存する家族員それぞれにとっての「親」を位牌として祀ることを基本とする、世代限定的な近親の死者祭祀として性格づけられるという結論を得た。

第3章「『位牌分け』と忌中慣習－静岡県伊豆・駿東地方の忌中慣習－」では、忌中念仏と結びついて行

われる当該慣行の考察を行った。伊豆地方では忌中念仏以外にも、忌中部屋や忌中払いなど子ども達に課せられる死の忌と服喪・忌中籠りの慣習が重層的に分布しているといい、著者は「位牌分け」習俗をこれらの慣行と考えあわせることによって、死の忌と服喪の観念をとまなう、選択の余地のない規範としての「親」の祭祀があると結論づけた。そしてこの点に、都市家族における位牌祭祀との本質的な差異があることを指摘した。

第4章「葬後供養と忌掛かりの親族－山梨県の親念仏とオカエリジンギ－」では、山梨県の「位牌分け」をとりあげ、忌中念仏を含め位牌持ち帰り後に分与先で行われる諸儀礼の分析を通じて、第3章の分析結果が伊豆以外の「位牌分け」諸形態一般にまで敷衍しうることを主張した。すなわち当該地方の「位牌分け」においては、位牌を持ち帰った子ども達がそれぞれに亡親の葬後供養を行うことが広くみられ、この手続きを経て位牌は祭祀対象に組み入れられる。生家を離れてなお亡親を弔うべき子ども達の責務が存することは伊豆の忌中念仏と同様であると解釈できると述べた。

第5章「葬送儀礼と家族・親族の再編－福島県東白川郡矢祭町のオヤジマイ－」では、福島県南部の事例をとりあげ、葬送における子ども達の責務の背景にある家族の構造的特質と、家族関係の再編における親の死の意味について考察を加えた。この地方における当該習俗において、子どもたちは生家(喪家)と他出先(現在帰属する家)で二重に亡親の弔いを行うと見られる。こうした子ども達の担う責務と役割から、著者は他出しておお維持される生家の親との紐帯と、親の死による家族関係の更新という家族の再編過程を析出した。

最後に終章では、各章でとりあげた「位牌分け」の祭祀対象、儀礼的手続き、その担い手に課せられる葬送の責務と役割等、具体的な調査データから析出された死者・祖先観を総括し、これまでの位牌祭祀研究の諸成果を勘案することによって、総合的な考察を行った。著者は、「位牌分け」諸形態の比較を通じて抽出される最も普遍的な要素は、忌中明け以前の「生仏」の段階にある死者の祭祀であるという。そしてこれは規範としての「親」の祭祀の核となる要素であり、その点で規範としての強制力を伴わない都市家族における死者祭祀・死者観とは異なるものが見られるとする。すなわち著者は、「位牌分け」という位牌祭祀の形態は、子ども達に課せられる死の忌と服喪慣習を背景として、位牌という装置の導入に伴って成立し、この装置が葬具から祭具へと変化する過程で継続的な祭祀対象へと変化しつつ今日に至ったものであると結論づけた。

審 査 の 結 果 の 要 旨

以上本論文は先行研究における諸見解および著者自身のデータをふまえながら、日本における「位牌分け」習俗がどのような死者・祖先観のもとに成立しているかを、詳細な現地調査データに基づいて考察した労作である。その学術的意義は次のようにまとめることができよう。

第1は、広域的な見通しのもとに当該習俗の地域的特色を提示しえたことである。従来の研究においては個別の事例紹介あるいは事例分析にとどまっていたが、本研究においては、種々の要素間の軽重・欠落・変異等に注目して、「位牌分け」の分布域を甲信地方～群馬県、北関東～東北部、静岡県～伊豆諸島という三つのエリアに区分し、それぞれの地域的特色を明らかにした。

第2は、「位牌分け」の実態分析をとおして、伝統的な「家」制度の延長上にある先祖祭祀とも、近現代の家の解体にともなって出現した都市型家族における近親祭祀とも異なる死者祭祀の類型を見出した点である。従来の当該習俗の解釈が、日本文化の多元性を前提とした説明に陥るか、近代以降の時代変化の結果として説明するかという二つの方向に択一化していたのに対し、「家」制度のもとにおける肉親の死者祭祀を本質的要素とするという、第三の理解がむしろ妥当であることを説得力をもって示した。このことによって、個々の事例の特質をいっそう鮮明にしえたといえる。

第3は、「位牌分け」というそれ自体は死者への祭祀にかかわる習俗を、生者の問題として再構成しえたという点である。すなわち「位牌分け」習俗の存立基盤としての家とは、理念としての系譜の連続性を極めて強く要求する典型的「家」制度ではなく、親一子単位の継承が累積する結果として家の系譜が形成されていくような家族形態であるとした。当該分布地域にしばしば親の隠居を契機として世代間継承を行う隠居複世帯制が見られるのは、そうした観点から整合的に説明できるという。

他方、残された問題についても2点ほど指摘しておきたい。

第1は、上述第3点で指摘した功績にもかかわらず、なお当該地方にのみ限定的に存在するの点という点に関して、十分な解釈はなお未完成であるといってよい。この地方における家族慣行や村落構造を総合的に考察するという展開が望まれよう。

第2は、上記の地域的な局限性に関連して、著者の死者・祖先祭祀に関する理解を日本文化一般に拡大していくことがどこまで可能な点という点である。日本の民俗文化においては様々な形態の慣行や習俗が伝えられてきている。それらの形態的な多様性とそれぞれの歴史的背景にまで目をむけた、総合的な死者・祖先祭祀論への発展を期待したい。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。